

公 募 公 告

下記のとおり公告に付する。

記

1. 公募に付する事項

- (1) 件名：神戸税関オープンカスタムスにおいてカスタム君グッズを販売する者に係る公募
- (2) 募集事業者数：3 者を上限とする

2. 使用許可場所

神戸税関本関（神戸市中央区新港町 12-1）

3. 使用許可期間

原則、令和 8 年 11 月 15 日（土）オープンカスタムス開催時間内のみとする。

ただし、前日以前から使用許可が必要な場合は当関と協議の上決定する。

4. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 応募申込書の提出期限までに、財務省大臣官房会計課長によるカスタム君グッズの制作及び販売に関する国有財産使用許可を得ている者であり、かつ、オープンカスタムス当日においても当該許可が有効である者。
- (2) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (11) 免許が必要な販売商品を取り扱う場合は、当該免許を取得すること。
- (12) グッズ販売事業を行うにあたっての各種法令等を遵守すること。
- (13) その他の条件等については、下記 5. (2)に示す場所において説明する。

5. 参加申込

- (1) 方法：下記(4)にて交付する募集要項等のうち応募申込書（様式 1）等の提出書類を令和 8 年 10 月 26 日（月）17 時 15 分までに、下記(2)宛に持参・郵送（期限必着）又は下記(3)のメールアドレス宛に送付すること。
- (2) 場所：神戸市中央区新港町 12-1 神戸税関本関 8 階 総務部会計課事務室
- (3) 連絡先：神戸税関総務部会計課国有財産係
電 話 番 号：078-333-3059（担当：左合・西川）
メールアドレス：kobe-kaikei-s@customs.go.jp
- (4) 募集要項等の配付：上記(2)の窓口または郵送等にて交付する。

6. 企画提案書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の企画提案書等は無効とする。

令和 8 年 10 月 1 日

神戸税関長 井田 直樹